平成２２年（フ）第１９８９号
東京都千代田区外神田５丁目６番16号
破産者　株式会社日本トップビジネスコンサルタント
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１４号
相模原市南区麻溝台2982、商業登記簿上の本店所在地相模原市中央区宮下２丁目７番３号
破産者　株式会社ワーキングサービス
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１５５号
岐阜県可児市広見１丁目51番地
破産者　株式会社住まいの維新
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１７０７号
名古屋市中川区高畑１丁目241番地
破産者　有限会社440グループおたすけ奉行
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１９５号
大阪市中央区島之内１丁目15番19号
破産者　大和繊維株式会社
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５７５号
大阪市北区本庄東１丁目18番３号
破産者　株式会社エル・アイズ
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８３９号
大阪市生野区新今里３丁目１番２号
破産者　有限会社アラカワ
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１１号
大阪府吹田市上山手町50番12号
破産者　有限会社テイクルーツ
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８０７号
大阪市東成区大今里２丁目４番５号
破産者　株式会社松葉屋酒販
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２０１号
大阪市生野区林寺２丁目13番８号
破産者　有限会社千野根建設
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４８６号
大阪市西区北堀江２丁目４番20号
破産者　株式会社プロダクト・アム
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１９２号
大阪府岸和田市木材町15―１、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区南恩加島３丁目12番23号
破産者　明光運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1200番地
破産者　株式会社ツキオカ
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
青森県八戸市大字是川字寺ノ沢16番地８
破産者　有限会社共同架設工業
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
宮城県石巻市八幡町２丁目１番25号
破産者　春日建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
千葉県八街市八街に458番地19
破産者　高橋　裕美
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４１３号
神奈川県平塚市大神2032番地
破産者　有限会社タムラ包装
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３１８号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目22番62号
破産者　有限会社マリモ企画
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５３号
静岡県浜松市中区常盤町143番地の36
破産者　有限会社山田園
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
静岡県浜松市東区半田山５丁目23番25号
破産者　有限会社山本建装
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
静岡県浜松市浜北区本沢合133番地の１
破産者　有限会社キタガワフーズ
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
静岡県袋井市国本1110番地の１
破産者　株式会社ホクラク袋井
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係